

自然再生基本方針の見直し案に関する意見の募集(パブリックコメント)の実施結果について(案)

「自然再生基本方針の見直し案」に関する意見の募集(パブリックコメント)を、2014年7月11日(金)から8月10日(日)まで実施した。

1 提出意見数

個人及び団体等からの意見提出者数は12名で、意見数は15件。

2 意見等の分類

全般	意見数
1 自然再生の推進に関する基本的方向	
(1) わが国の自然環境を取り巻く状況	
(2) 自然再生の方向性	
ア 自然再生事業の対象	
イ 地域の多様な主体の参加と連携	
ウ 科学的知見に基づく実施	
エ 順応的な進め方	2
オ 自然環境学習の推進	
カ 地域の産業と連携した取組	
キ 自然再生の継続実施	1
ク 自然再生後の自然環境の扱い	
ケ 自然再生における希少種の保全及び外来種対策	3
コ 東日本大震災を踏まえた自然再生	1
サ 自然再生の役割(繋げていく感性)	1
シ その他自然再生の実施に必要な事項	
2 自然再生協議会に関する基本的事項	
(1) 協議会の組織化	
(2) 協議会の運営	
3 自然再生全体構想及び自然再生事業実施計画の作成に関する基本的事項	
(1) 科学的な調査及びその評価の方法	
(2) 全体構想の内容	
(3) 実施計画の内容	
(4) 情報の公開	
(5) 全体構想及び実施計画の見直し	
4 自然再生に関して行われる自然環境学習の推進に関する基本的事項	
(1) 自然環境学習プログラムの整備	
(2) 人材の育成	
(3) 情報の共有と提供	
5 その他自然再生の推進に関する重要事項	
(1) 自然再生推進会議・自然再生専門家会議	
(2) 調査研究の推進	
(3) 情報の収集と提供	
(4) 普及啓発	1
(5) 協議会の支援	
(6) 全国的、広域的な視点に基づく取組の推進	1
(7) 小さな自然再生の推進	3
その他意見	2
合計	15

3 自然再生基本方針の見直し案に関する意見及び意見に対する考え方(案)
別紙のとおり

自然再生基本方針の見直し案に関する意見の結果及び意見に対する考え方(案)

番号	該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方	備考
1	1(2)エ 順応的進め方	<p>自然再生実施者による情報発信、国による参考事例の紹介に加え、個々の自然再生協議会、専門家、一般市民が相互に情報・意見交換可能な公開の場が必要と考えます。</p> <p>法成立時の自然再生に対する国民の高い関心に比べ、自然再生という言葉は定着したものの、その興味は薄れてきていると感じられます。その要因のひとつとして、自然再生事業において何が行われているのかが当事者以外には伝わりにくいことが考えられます。従いまして、このたびの基本方針改正案に、自然再生実施者による情報発信、国による参考事例の紹介の必要性が掲げられていることは非常に適切と考えますが、更に自然再生協議会、専門家、NPO、一般市民等による情報・意見交換が可能な公開の場を設けることが必要と考えます。このたびの改正案では、「小さな自然再生」にも注目されていますが、こうした方々と法定協議会等間で広域的なつながりが生まれることで、有効な自然再生につながるものと考えます。</p>	<p>自然再生の取組については、自然再生協議会の組織化に際して幅広く参加の機会を確保するほか、自然再生協議会の開催に当たっても原則公開とするなど、地域の多様な主体の参加や透明性に努めているところです。なお、パブリックコメントにおいて複数の方から、地域への浸透の強化を指摘されていることから、「5(4)普及啓発」において、「普及啓発活動を積極的に行う」と修文することとしております。自然再生協議会以外の方との情報共有や連携が一層進むよう、いただいたご意見も踏まえて効果的な方法について検討して参ります。</p>	
2	1(2)エ 順応的進め方	<p>進め方について、「～成功・失敗にかかわらず～」等、実施者や国の責務を明記したことは、具体性があり、従前より一歩踏み込まれているため、現実的な効果が期待されます。</p> <p>具体の進め方として「～成功・失敗にかかわらず～」、「～情報を可能な限り公開する～」、「～事例を集約し広く情報発信～」と実施者や国の責務が明記されています。これは従来に比べ、より具体性が感じられるとともに、一般的に公表されにくい失敗事例をはじめ、不確定要素が多い自然再生に必要な情報が広く収集されるなど、現実的な効果が期待されます。一方で、「実施者にとって公表したくない失敗事例を、いかに出してもらうか」は、今後の課題であると考えます。</p>	<p>いただいたご意見のとおり、各実施者が順応的な取組を進めていく上で、他の事例は非常に有益となるものであると考えております。また、失敗事例の情報収集の有効な方法については、今後の課題であると考えており、引き続き検討して参ります。</p>	
3	1(2)キ 自然再生の継続実施 ク 自然再生後の自然環境の扱い	<p>「自然再生に係る事業は不確定要素が多い」ことを踏まえた対応方針が示されており、継続や事後など中長期的視点も加味した内容に改正されたことは評価されます。</p> <p>「自然再生に係る事業は不確定要素が多い」ことへの対応としては事例収集が必要です。あわせて自然再生事業を進めるにあたっては、時には目標の修正などの柔軟性を求められることもあります。これらの対応として、継続性や実施後についての必要性が盛り込まれていることは、いわゆる「やりっぱなし」を防止するための中長期的視点での取り組みを示しており、評価されると思います。</p>	<p>いただいたご意見のとおり、自然再生の本格的実施段階への移行に伴う課題の解決を図ることが必要であると考えております。</p>	

番号	該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方	備考
4	1(2)ケ 自然再生 における 希少種の 保全及び 外来種対 策	<p>文中の「～必要に応じて、動植物園、水族館～」の「必要に応じて」は不要と考えます。</p> <p>文中の「～必要に応じて、動植物園、水族館～」とありますが、生息域外保全是多くの事例があり効果が認められています。</p> <p>自然再生においては生息地保全がより重要であり、生息域外保全是副次的な位置付けではありますが、文中にも「自然再生の取り組みと併せて」とあるように必要性の高いものであることから、「必要に応じて」は不要かと考えます。</p>	<p>生息域外保全については、「絶滅のおそれのある野生動植物種の生息域外保全に関する基本方針(平成21年1月)」等に基づき、必要性の判断を行う必要があると考えております。</p> <p>また、該当箇所の「必要に応じて」は、生息域外保全を行う場合の留意事項として関係機関との連携について言及しているものです。</p> <p>以上より、原案のとおりとします。</p>	
5	1(2)ケ 自然再生 における 希少種の 保全及び 外来種対 策 関連5(7)	<p>対応の軽重や詳細について議論の余地はあるものの、『生息域内ではあるものの、別の地域から遺伝子特性の異なる在来種個体の導入』といった件について、より強調(注意喚起)すべきでは。</p> <p>『国内由来の外来種』の表現について、この表現のままでは「国内の一部地域に限定して生息する種について、生息していない別地域へ導入する」イメージに限定して理解される可能性が大きいのでは。</p> <p>同じ種であればよいと考え、遺伝子特性の異なる国内の別地域で捕獲した個体を放野しようしているのではと思われる事例が聞かれるため、遺伝子攪乱のおそれについて注意喚起を促すべきでは。知見集約による新たな分類の結果、交雑とみなされる可能性もある。(実効性は別として、国の基本方針としては、より踏み込んだ内容とすべきではないか。)</p>	<p>ご意見を踏まえ本文を以下のとおり修正します。</p> <p>これに加えて、地域に固有の生態系その他の自然環境の再生のため、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の規制の対象である特定外来生物だけでなく、国内由来の外来種、更には他地域に生育・生息し遺伝的形質の異なる同種の生物導入による遺伝的かく乱により、問題が発生する可能性があることも考慮して、外来種の意図的な導入又は非意図的な侵入を未然に防ぐよう努めることが重要です。また、自然再生の対象となる区域に外来種の侵入や拡散が認められた場合、国や地方公共団体等が提供する外来種に関する情報や知見を参考としながら迅速に対応することが重要です。</p>	
6	1(2)ケ 自然再生 における 希少種の 保全及び 外来種対 策	<p>「希少種ではない在来種の保護の明記」「外来種の根絶と駆除を推進する旨の明記」「地域や学校における外来種の根絶と駆除に向けた活動の促進の明記」「従来あまり取り組まれてこなかった外来種の飼育生物の取り扱いや管理及び販売に関する文言の明記」</p> <p>希少種ではない在来種についても保護と保全に向けた取り組みに関する文言を入れるべきです。また、外来種の根絶と駆除を推進する文言を明記すべきです。更に地域や学校における外来種の駆除及び根絶に向けた活動を促進する旨の文言を入れるべきです。それから、在来種の保護と保全の観点から、従来あまり取り組まれてこなかった外来種の飼育生物の取り扱いの厳格化及び管理や販売に関する文言を入れるべきです。</p>	<p>ご意見の「希少ではない在来種の保護」や「外来種の根絶と駆除」については、現行の基本方針においても、自然再生の視点の1つとして「地域に固有の生態系その他の自然環境の再生を目指す(1(2))」としているところであり、関連施策との連携を図りながら対応することが重要と考えており、ご意見は今後の取組の参考とさせていただきます。</p> <p>また、外来種対策についても本文中に記載しているところです。なお、「外来種の飼育生物の取扱い」については自然再生とは直接的関係が不明であることから、基本方針には記載致しかねます。</p>	
7	1(2)コ 東日本大 震災を踏 まえた自 然再生	<p>東日本大震災後の自然再生については、その目標を設定するにあたり、「元の姿に戻す」のか「震災の影響により新たな姿に進む」のかを考慮する必要があると考えます。</p> <p>東日本大震災後の自然再生については、その目標を設定するにあたり、復旧という観点からは「元の姿に戻す」ことを期待した目標となりますが、震災影響の規模によっては元に戻すことが不可能な場合もあります。</p> <p>その場合、震災自体を自然環境の変化とらえ、その影響を踏まえた新たな姿を目標として設定することも必要と考えます。</p>	<p>いただいたご意見のとおり、東日本大震災後の自然再生に当たっては、「元の姿に戻す」ことを目標とする画一的なやり方はふさわしくないと考えております。このため、改正案において、生態系の回復状況や地域の復興状況など諸事情を踏まえて、自然再生の手手法等を検討していくこととしているところです。</p>	

番号	該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方	備考
8	1(2)サ 自然再生 の役割	<p>改正案1(2)サの見出し括弧書に「繋げていく感性」とありますが、何が言いたいのか意味がよく分かりません。</p> <p>これでは、自然を愛する感性を次世代に繋げていくのが自然再生の役割であると言いたいのか(すなわち、「感性」が「繋げていく」の客体なのか)、感性が地域コミュニティーの維持・再生や豊かな景観の保全・再生に繋がると言いたいのか(すなわち、「感性」が「繋げていく」の主体なのか)不明であり、文学作品等であればともかく、公文書にふさわしくない不明確な表現であって、妥当でないと思います。</p> <p>したがって、同括弧書の文言をもっと意味がよく分かるように規定しなおすか、又は本文で同文言が何を意味しているのか分かるように説明するべきだと思います。</p>	<p>当該箇所は、自然再生は自然環境と密接なつながりのある文化を守ることであり、また、コミュニティや美しい景観の形成などにもつながるということに記載しております。</p> <p>括弧書きの「繋げていく感性」という表現については、誤解を与えぬよう削除します。</p>	
9	5(4) 普及啓発	<p>自然再生を推進させる一環として、普及啓発活動を通じて自然再生の正確な理解を広範に浸透させることは重要であり、そのため5(4)の表現を改定すべきである。</p> <p>自然再生を広範に推進・発展させていくためには、普及啓発活動は重要であるが、現状、自然再生が国民等に広範かつ正確に理解されているとは言いがたい。今回の見直し案においては、自然再生の方向性についても、多岐に亘り増補改定されて、自然環境と自然再生の意義が多面的であることが一層明らかにされている。このようなことから本項において、「自然環境の現状やその保全・再生の重要性について、地域住民、NPO等」を「自然環境の現状やその保全・再生の効用、重要性等について、国民、地域住民、NPO等」に、「普及啓発活動を」を「積極的に普及啓発活動を」とすべきではないか。</p>	<p>原案の「重要性」は、効果・効用を含むものと考えていることから原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>また、「普及啓発活動」についてはご意見を踏まえ、「自然環境の現状やその保全・再生の重要性について、地域住民、NPO等のほか一般国民においてもその理解を促進し、自覚を高めるため、普及啓発活動を積極的に行うこと」とします。</p>	
10	5(6) 全国的、広 域的な視 点に基づく 取組の推 進	<p>1(2)シ中「国際的な生態系ネットワーク形成への配慮」、5(6)中「周辺の各国とつながっているといった国際的な視点」を発展させ、5(6)文末に次を追加。</p> <p>「さらに、国際的な生態系ネットワーク形成等のため、特にアジア太平洋地域における自然再生の普及啓発・促進や技術移転等にも取り組むことが必要である。」また、できれば、標題及び文中の「全国的、広域的な視点」を「全国的、広域的、国際的な視点」に改める。</p> <p>3. CBD/COP等国際的動向に鑑み、これまでわが国の経験で培った実績、技術等を広く海外でも活用すべく、同類国際協力の枠組みでの調査・事業や国際会議等での諸活動が求められ、すでに一部団体等での取組みが開始されている。これは単なる国際貢献にとどまらず、国際的な生態系ネットワーク形成による我が国における自然再生の進展にも寄与するものである。法施行10年経過の節目に、小さな自然再生等とともに、より幅広い新たな展開が期待されている。</p> <p>参考上位基本法条文、「生物多様性基本法第26条(国際的な連携の確保及び国際協力の推進)」</p> <p>参考国際会議決議案、「UNEP/CBD/SBSTTA/18/L.11(27June2014)[CONSIDERATION OF ISSUES IN PROGRESS: ECOSYSTEM CONSERVATION AND RESTORATION]」</p>	<p>自然再生や生物多様性の保全は世界的な課題であり、国内外の取組を一体的に進めることが重要と認識しています。</p> <p>いただいたご意見を踏まえ、「5(3)情報の収集と提供」において、「…活動の事例など、自然再生に関する情報の収集及び提供を行うこと。」を「「…活動の事例など、自然再生に関する情報を収集し、海外を含めて広く提供を行うこと。」と修文します。</p> <p>なお、我が国の知見の共有方法については、今後の検討課題とさせていただきます。</p>	

番号	該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方	備考
11	5(7) 小さな自然再生の推進	<p>「小さな自然再生」は、今後大いに振興すべきと考える。については、「協議会を設立して」とあるのを、「協議会の設立ないしその他の方策により」と変更できないか。</p> <p>「小さな自然再生」の定義は難しいと思うが、河川における清掃活動等が地域的に定着し、小さな河川の環境改善に大いに役立ってきたと思う。川から大きなゴミが無くなり、水が綺麗になれば、生き物もあるべき姿に戻したいと思う人々が増えると思われる。今後、社会の高齢化、環境教育等の場として、小さな自然再生は多くの国民の共感を得られるテーマになり得るものと思われる。</p> <p>しかし、現行の自然再生推進法制定時には、こうした小さな自然再生活動の振興は想定外だったと思われる。自然再生推進法の求める法定協議会設立は、手続きが煩雑で、小さな自然再生の振興にとっては一種の制約になると思われる。一方で法定協議会を設立しなくても自然再生事業の実施は可能であることから、特に小さな自然再生については法定協議会を置かないケースが増えて当然と思われる。</p> <p>そうすると、国・地方公共団体での自然再生事業に関する全体状況の把握が難しくなり、国の自然再生専門家会議から助言をする機会さえも失われ、国、あるいは地域として統率のない展開になるおそれが出てくる。小さな自然再生は、大いに振興すべきではあるが、注意深く全体を見渡す中で行なわれるべきでもあると考える。少なくとも自然再生事業間で矛盾を引き起こすような状況は生まないように、行政的な調整機能を持つべきであろうと考える。</p> <p>例えば、思いつきに過ぎないが、小さな自然再生を含む全ての自然再生の事業実施者に対して活動開始・終了の登録や年間活動の報告義務を課す、個々の事業に対して専門家等からの助言ができる等の法改正を含む新たな制度の検討を行うべきではないか。今回の基本方針の見直し案においては、時代的な変化、国民の意識の高まりを受けて新たな振興策の付与を考える、との国としての意思を表明してはどうか、という考えで上記意見を提出する。</p>	<p>当該箇所については、小さな自然再生のうち、広範囲な取組が有効なものについての留意事項を記載したものであり、全ての取組に対して活動報告等の義務を課すことは現実的ではないと考えます。</p> <p>ただし、広域的な取組の方法は協議会の設立のみに限られるものではないことから、「協議会を設立するなどにより」とします。</p> <p>なお、小さな自然再生については、取組の参考となる事例の整理・情報発信に努めるとともに、実施状況の把握や助言などの関与のあり方については、今後の推進上の検討課題とさせていただきます。</p>	
12	5(7) 小さな自然再生の推進	<p>小さな自然再生の推進にあたり協議会を設けることが必ずしも有効とは考えられないため、当事者が希望する場合等としてはいかがでしょうか。</p> <p>ある業務に関連し、里山の維持管理に関わるNPO関係者にヒアリングを実施したところ、指定管理者制度による自然公園等の管理を直接実施したくないと聞いたことがあります。その要因として煩雑な事務手続きがあり、肝心の維持管理に注力できないことが要因のひとつと聞いています。また、別の機会では維持管理費用はあまり問題ではなく、内部での運営(個人の関わりのあり方)の方が悩ましいということも聞いています。従いまして、法に基づく協議会を設けてしまうことは、ある意味当事者を縛ってしまう事になり、ひいては「小さい自然再生」の推進に影響が出てしまう事も考えられるため、当事者が希望する場合に設置するなど、緩やかな対応とされてはいかがでしょうか。</p>	<p>今回の改正により、小さな自然再生の取組全てに対して、自然再生推進法に基づく実施の義務を課すものではありません。</p> <p>ただし、広域的な取組の方法は協議会の設立のみに限られるものではないことから、「協議会を設立するなどにより」とします。</p>	

番号	該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方	備考
13	5(7) 小さな自然再生の推進	<p>里山保全や外来種管理など、従来から行われてきたちょっとした地元の活動のいずれもが自然再生の一環であり、地域で繋がることで大きな自然再生となり得ることを強調していただけるとよいのではないかと感じました。</p> <p>小さな自然再生が広範囲に連携していくことが、必要かつ重要な事項であると感じてきました。新たに始めることも大切ですが、従来からの活動の方向性や認識を自然再生の視点から見直し広げていくことも、場所や人材に限られるといった現状の課題解決の近道と考えます。指導・情報発信側の再認識、従来活動の地域での位置づけを気軽に相談できる窓口の設置を期待しています。</p>	<p>当該箇所は、小さな自然再生の取組が協議会設立による広範囲な取組へ発展する可能性があると考えたため、今回新たな観点として追加したものです。各地で行われている小さな自然再生の取組事例の収集・分析を通じ、広範囲な取組への展開に向けた具体的な方策について検討して参ります。なお、自然再生の取組についての相談窓口は環境省のHPで公表しているところです。http://www.env.go.jp/nature/saisei/network/list/index.html</p>	
14	その他	<p>地球上の自然環境は、人類のモノではないので、『再生』だけではなく、『破壊禁止』の観点でも法令を増やして欲しいです。また、再生の観点では、都市部またはその周辺における気候や農林水産物の変化が物語るよう、高度経済成長がもたらしたのは『短絡的な快樂』と『見せかけの成長』であり、原子力発電所などの核開発やIT産業やテレビ等のメディア依存による、コミュニケーション能力の低下同様に、中・長期的視野においてはむしろ退化したと考えるべきです。『便利至上主義』と『経済発展優先の資本主義』が人類を退化させたのです。したがって、ある一定単位の面積当たりにおける、人口の集中度も制限し、不必要な都市化開発も制限した上で、自然環境への影響も議論し、法令を定めて欲しいと考えます。『安・近・短』の快樂主義からの離脱を図り、新しいモノを開発・生産・販売し過ぎる現状を打破し、手間暇かけて拵えたものを長く大事に使うことこそ、優先し慣習化されるべきだという生活様式の改善も並行して法制化して頂きたいと考えます。以上です。</p>	<p>いただいたご意見は、今回の「自然再生基本方針の見直し」との直接的関係が不明であることから、回答致しかねます。</p>	
15	その他	<p>原発を早期に再稼働し、過度な火力発電依存を辞め自然環境保全に努めるべきです。人間のエゴで原発を停止させ、火力発電に依存して自然環境を破壊すべきではありません。</p>	<p>いただいたご意見は、今回の「自然再生基本方針の見直し」との直接的関係が不明であることから、回答致しかねます。</p>	